

一般社団法人 宮城県知的障害者福祉協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県知的障害者福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、宮城県内に所在する社会福祉法人等が運営する知的障害児者等（知的障害児者を主たる対象とし、一部、発達障害児者及び精神障害児者を含む。）を対象とした施設及び事業所（以下「施設等」という。）を利用する知的障害児者等（以下「利用者」という。）の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 当法人は、宮城県内の施設等の健全な発展と円滑な運営を図ることを目的とする。

3 施設等に勤務する職員の資質向上並びに福祉の増進及び親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 利用者の福祉の充実及び利用者への支援の向上に関する事業
- (2) 施設等の管理運営に関する事業
- (3) 施設等の職員の資質向上及び人材育成に関する事業
- (4) 職員の福利厚生及び親睦に関する事業
- (5) 利用者及び施設等に関する調査研究等に関する事業
- (6) 知的障害児者等に関する各種研修事業
- (7) 会報の発行に関する事業
- (8) 日本知的障害者福祉協会及び東北地区知的障害者福祉協会等の他の関係機関との連携に関する事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 任意退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

- (3) 第7条の会費を納入せず、督促後3か月以上納入しないとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成し、この社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内
- (3) 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- (4) 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とし、副会長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事のうち、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表してその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。会長の求めにより助言を行う。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める基準により日当を支給することができる。

第5章 理事会

(設置)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長には、会長が当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職に当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第39条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第40条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第41条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は宮城県若しくは国に贈与するものとする。

第8章 専門部会委員会

（専門部会委員会）

第43条 当法人の事業を推進するために、理事会はその決議により専門部会委員会を設置することができる。

2 専門部会委員会の委員は、会員及び必要に応じて学識経験者のうちから、会長が理事会の承認を得て選任する。

3 専門部会委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長ほか所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第47条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	白石 圭太郎
設立時理事	伊藤 公善
設立時理事	大志田 朱樹子
設立時理事	高杉 和豊
設立時理事	石川 明博
設立時代表理事	白石 圭太郎
設立時監事	伊藤 恵

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	宮城県仙台市泉区高森七丁目1番地の4
設立時社員	社会福祉法人 チャレンジドらいふ
住 所	宮城県登米市米山町中津山字的場28番地
設立時社員	石川 明博

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宮城県知的障害者福祉協会設立のため、設立時社員 社会福祉法人 チャレンジドらいふ、石川 明博を代理して、行政書士 須田直樹が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年8月25日

設立時社員	社会福祉法人 チャレンジドらいふ
代表理事	白石 圭太郎

設立時社員 石川 明博

上記設立時社員2名の定款作成代理人 行政書士 須田 直樹